

## 改 正 後

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

## ■ 平成 22 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 F A 4 0 1 4 ■

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。  
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名
住 所 郵便番号 ( )
フリガナ
氏 名

(共有者の氏名)※共有の場合のみ書いてください。

アリガナ
氏 名
アリガナ
氏 名

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 ( ) ( ) ( )	[平成 ( ) ( ) ( )]
取得対価の額	( )	( )
総(床)面積	( )	( )
うち居住用部分の面積	( )	( )
※小敷点以下2位まで書きます。		
うち居住用部分の(床)面積	( )	( )

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑨ 家 屋	⑩ 土 地 等	⑪ 合 計	⑫ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	(1)	( ) / ( )	( ) / ( )	( ) / ( )
あなたの持分に係る 取得対価の額等	(2)	( ) 又は (1) × (2) の (1)	( ) 又は (1) × (2) の (1)	( ) 又は (1) × (2) の (1)

## 5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑬ 住 宅 のみ	⑭ 土 地 等 のみ	⑮ 住 宅 及 び 土 地 等	⑯ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	(3)	( )	( )	( )
港市併用に係るあなたの販売合 計額の合計額	(4)	( )	( )	( )
住宅借入金等の年末残高 (付記)の合計額	(5)	( )	( )	( )
⑬と⑭のいずれか少 ない方の金額	(6)	( )	( )	( )
居住用 善 合 ※小敷点以下2位まで書きます。	(7)	( ) × ( )	( ) × ( )	( ) × ( )
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (付記)の合計額	(8)	( )	( )	( )
住宅借入金等の年末残高の合計額 (付記)の合計額	(9)	( )	( )	( )
※(9)の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄に記入します。				

(注)⑯欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の実跡税」及び「相続時控除額の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑯のいずれか少ない方の金額を書きます。

⑯の全額 ( 円 ) - 特例の適用を受けた金額 ( 円 ) = ( 円 )

## 6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

	⑩ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	⑫ ( ⑩ + ⑪ )	
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	<input type="checkbox"/>	(13) 新熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	(14) 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	(15) 特定の増改築等工事の費用の合計額 ※ 30万円を超える場合に限ります。
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	<input type="checkbox"/>			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	<input type="checkbox"/>	(16) あなたの性別に係る障害者 ※(16)又は(17)の合計額	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑬と⑯の いずれか少ない方の金額 (最高200万円))	(17)
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名( ) 続柄( )				

※(17)の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※(16)又は(17)の金額が30万円を超えるときに、新熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 ( )
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	※ 二面の⑯の金額を記入します。

8 控除証明書の要否	平成23年分以後に年末調整での控除を受けるため、控除証明書の交付をする方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	
要する	整理欄	住 宅 建 築 土 地 税 稽 討 申 請
		住 戸 台帳登録書

## 改 正 前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

## ■ 平成 21 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 F A 4 0 1 4 ■

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。  
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

## 1 住所及び氏名

アリガナ
氏 名
アリガナ
氏 名

(共有者の氏名)※共有の場合のみ書いてください。

アリガナ
氏 名
アリガナ
氏 名

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 ( ) ( ) ( )	[平成 ( ) ( ) ( )]
増改築等の費用の額	( )	( )
うち居住用部分の金額	( )	( )

※(1)の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 ( ) ( ) ( )	[平成 ( ) ( ) ( )]
増改築等の費用の額	( )	( )
うち居住用部分の金額	( )	( )

※(1)の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	(1)	( ) / ( )
あなたの持分に係る 取得対価の額等	(2)	( ) 又は (1) × (2) の (1)

## 5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑬ 住 宅 のみ	⑭ 土 地 等 のみ	⑮ 住 宅 及 び 土 地 等	⑯ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	(3)	( )	( )	( )
港市併用に係るあなたの販売合 計額の合計額	(4)	( )	( )	( )
住宅借入金等の年末残高 (付記)の合計額	(5)	( )	( )	( )
⑬と⑭のいずれか少 ない方の金額	(6)	( )	( )	( )
居住用 善 合 ※小敷点以下2位まで書きます。	(7)	( ) × ( )	( ) × ( )	( ) × ( )
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (付記)の合計額	(8)	( )	( )	( )

住宅借入金等の年末残高の合計額(⑬と⑭の合計額)欄に記入します。

※(9)の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄に記入します。

(注)⑯欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の実跡税」及び「相続時控除額の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑯のいずれか少ない方の金額を書きます。

⑯の全額 ( 円 ) - 特例の適用を受けた金額 ( 円 ) = ( 円 )

## 6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

	⑩ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	⑫ ( ⑩ + ⑪ )	
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	<input type="checkbox"/>	(13) 新熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	(14) 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限ります。	(15) 特定の増改築等工事の費用の合計額 ※ 30万円を超える場合に限ります。
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	<input type="checkbox"/>			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....	<input type="checkbox"/>	(16) あなたの性別に係る障害者 ※(16)又は(17)の合計額	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑬と⑯の いずれか少ない方の金額 (最高200万円))	(17)
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名( ) 続柄( )				

※(17)の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※(16)又は(17)の金額が30万円を超えるときに、新熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## 7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 ( )
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	※ 二面の⑯の金額を記入します。

8 控除証明書の要否	平成22年分以後に年末調整での控除を受けるため、控除証明書の交付をする方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	
要する	整理欄	住 宅 建 築 土 地 税 稽 调 申 請
		住 戸 台帳登録書

改 正 後				改 正 前																																																																	
個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】				個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】																																																																	
○ 平成22年分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。				○ 平成21年分 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。																																																																	
<p style="text-align: center;">氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。</td> <td style="width: 5%;">⑨</td> <td style="width: 45%;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">番号 居住の用に供した日等 算式等 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; width: 10%;">1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)</td> <td>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成20年中に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高20万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成19年中に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高25万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成18年中に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高30万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成17年中に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高40万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.0075 - ⑪ (最高37万5千円) 円 00</td> </tr> <tr> <td>平成11年中に居住の用に供した場合</td> <td>⑩× 0.005 - ⑪ (最高25万円) 円 00</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">2 住宅借入金等特別控除額の特例を選択した場合</td><td colspan="4" style="text-align: center;">3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合</td><td>平成20年中に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.006 - ⑪ (最高12万円) 円 00</td><td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 10%;">4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合</td><td>平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00</td><td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 10%;">5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合</td><td>平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00</td></tr> <tr> <td>平成19年中に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.006 - ⑪ (最高15万円) 円 00</td><td>平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00</td><td>平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合</td><td colspan="4" style="text-align: center;">6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合</td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合</td><td>平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00</td><td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合</td><td>⑩が1,000万円以下のとき</td><td>⑩× 0.02 - ⑪ (最高12万円) 円 00</td><td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合</td><td>⑩が1,000万円を超えるとき</td><td>⑩× 0.01+10万円- ⑪ (最高35万円) 円 00</td></tr> <tr> <td>平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合</td><td>⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00</td><td>⑩が2,000万円を超えるとき</td><td>⑩× 0.005+20万円- ⑪ (最高35万円) 円 00</td><td>⑩の金額を一面の⑪欄に転記します。</td><td></td></tr> </table>	住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。	⑨	円	番号 居住の用に供した日等 算式等 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)			1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高20万円) 円 00	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高25万円) 円 00	平成18年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高30万円) 円 00	平成17年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高40万円) 円 00	平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00	平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.0075 - ⑪ (最高37万5千円) 円 00	平成11年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.005 - ⑪ (最高25万円) 円 00	2 住宅借入金等特別控除額の特例を選択した場合				3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合				3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 - ⑪ (最高12万円) 円 00	4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00	5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 - ⑪ (最高15万円) 円 00	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00	4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合				6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合				5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00	6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	⑩× 0.02 - ⑪ (最高12万円) 円 00	6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円を超えるとき	⑩× 0.01+10万円- ⑪ (最高35万円) 円 00	平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00	⑩が2,000万円を超えるとき	⑩× 0.005+20万円- ⑪ (最高35万円) 円 00	⑩の金額を一面の⑪欄に転記します。	
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。	⑨	円																																																																			
番号 居住の用に供した日等 算式等 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)																																																																					
1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00																																																																			
	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高20万円) 円 00																																																																			
	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高25万円) 円 00																																																																			
	平成18年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高30万円) 円 00																																																																			
	平成17年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高40万円) 円 00																																																																			
	平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.01 - ⑪ (最高50万円) 円 00																																																																			
	平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.0075 - ⑪ (最高37万5千円) 円 00																																																																			
	平成11年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.005 - ⑪ (最高25万円) 円 00																																																																			
2 住宅借入金等特別控除額の特例を選択した場合				3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合																																																																	
3 認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 - ⑪ (最高12万円) 円 00	4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00	5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高60万円) 円 00																																																													
	平成19年中に居住の用に供した場合	⑩× 0.006 - ⑪ (最高15万円) 円 00		平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00		平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩× 0.012 - ⑪ (最高12万円) 円 00																																																													
4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合				6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合																																																																	
5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00	6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	⑩× 0.02 - ⑪ (最高12万円) 円 00	6 版神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円を超えるとき	⑩× 0.01+10万円- ⑪ (最高35万円) 円 00																																																													
	平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩の金額(最高1,000万円) ..... ⑪( ) ⑪の金額( )×0.02+(⑩-⑪)×0.01- ⑫ (最高12万円) 円 00		⑩が2,000万円を超えるとき	⑩× 0.005+20万円- ⑪ (最高35万円) 円 00		⑩の金額を一面の⑪欄に転記します。																																																														

 ● 提出用 ● 二面は一面と一緒に提出してください。 |  |  |  |

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方】</p> <p>(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。</p> <p>1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>2 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。 なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">本年の住宅借入金等の年末残高 × <math>\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}</math></p> <p>また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑩、⑪又は⑫の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄と⑫の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑨の面積は「⑨×⑩の⑦」又は「⑪×⑫の⑦」とし、⑪の⑦欄は、それぞれ⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑬の⑦欄の記入に当たっては、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄と⑪の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑬の⑧欄に次のⅰの金額とⅱの金額の合計額を書きます。</p> <p>i ⑬の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑨の⑦欄又は⑩の⑦欄の額 ( 円 ) × ⑩の⑦欄又は ( % ) = ( 円 )</p> <p>ii ⑬の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑩の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑪の⑦欄の割合 ( % ) = ( 円 )</p> <p>(4) ⑭欄は、次のⅰからⅷに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成21年1月1日から平成22年12月31までの間に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 5,000万円 ii 平成20年中に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 2,000万円 iii 平成19年中に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 2,500万円 iv 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 v 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円 vi 平成11年1月1日から平成16年12月31までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円 vii 特定地改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円</p> <p>3 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」(平成21年4月1日から平成22年12月31までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」)の金額を書きます。 (4) 「⑬ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>4 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄 二箇の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算し、⑭欄に転記します。</p> <p>5 中告書への転記等 ⑮(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を中告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に転記します。 また、中告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例: 平成22年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成20年分までにこの控除を受けている方が平成21年分においてこの控除を受ける場合は、①の書類と一緒に提出する必要はありません。</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	<p>個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方】</p> <p>(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>なお、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。</p> <p>1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>2 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄 (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。 なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">本年の住宅借入金等の年末残高 × <math>\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}</math></p> <p>また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑩、⑪又は⑫の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄と⑫の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑨の面積は「⑨×⑩の⑦」又は「⑪×⑫の⑦」とし、⑪の⑦欄は、それぞれ⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑬の⑦欄の記入に当たっては、⑨の⑦欄と⑩の⑦欄と⑪の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑩の⑦欄の割合又は⑪の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑬の⑧欄に次のⅰの金額とⅱの金額の合計額を書きます。</p> <p>i ⑬の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑨の⑦欄又は⑩の⑦欄の額 ( 円 ) × ⑩の⑦欄又は ( % ) = ( 円 )</p> <p>ii ⑬の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑩の⑦欄の金額 ( 円 ) × ⑪の⑦欄の割合 ( % ) = ( 円 )</p> <p>(4) ⑭欄は、次のⅰからⅷに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成21年中に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 5,000万円 ii 平成20年中に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 2,000万円 iii 平成19年中に居住の用に供した場合(ⅷの場合を除きます。) … 2,500万円 iv 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 v 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円 vi 平成11年1月1日から平成16年12月31までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円 vii 特定地改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円 viii 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合 … 3,000万円</p> <p>3 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」(平成21年4月1日から同年12月31までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」)の金額を書きます。 (4) 「⑬ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築土等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>4 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄 二箇の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算し、⑭欄に転記します。</p> <p>5 中告書への転記等 ⑮(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を中告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に転記します。 また、中告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例: 平成21年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。 ただし、既に平成11年分から平成20年分までにこの控除を受けている方が平成21年分においてこの控除を受ける場合は、①の書類と一緒に提出する必要はありません。</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>